

山口県報

令和5年
5月30日
(火曜日)

目次

○告示	家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課).....
○公告	契約の締結(防災危機管理課).....
	国営緊急農地再編整備事業(南周防地区阿月換地区)の換地処分(農村整備課).....
○公安委告示	警備員指導教育責任者講習の実施.....
○監査告示	外部監査人の補助者の氏名等.....
	山口県告示第七十九号
	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。
	家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示(令和四年山口県告示第三百一号)は、廃止する。
	令和五年五月三十日
	山口県知事 村岡 嗣 政
一	実施の目的
	高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
二	報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

(一〇三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

防災情報システム保守点検業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二番一―号

六 落札金額

三千百七十九万円

七 入札公告日

令和五年二月十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(一〇四) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区阿月換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区阿月換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和五年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日

令和五年五月十日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区阿月換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり



山口県公安委員会告示第十五号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和五年五月三十日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。) 令和五年七月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十日(月曜日)の午前九時から午後六時三十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

令和五年七月六日(木曜日)及び同月七日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十日(月曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。))に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。))第一条第二項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。))に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のAからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間
令和五年六月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のAに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和五年五月三十日

山口県監査委員

氏名	住所	期
品川 充洋	岩国市今津町六丁目九番一〇一二号	令和五年五月三十日から令和六年三月三十一日まで
花井 宏行	元町四丁目五番一号	〃
天羽 亮介	元町一丁目六番一〇一六〇五号	〃
山田 康雄	下関市一の宮本町一丁目五番八号	〃
上條 玲	山口市惣太夫町一番一五一一二〇一号	〃
蘭 顕紹	長門市油谷伊上六五	〃
渡辺 真弓	周南市清光台町二七番二四号	〃
崎西 明子	下関市秋根西町一丁目八番一三〇一〇一〇一号秋根アーベインフラット	〃

令和五年五月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁